

## 【1学年】自己理解

- ・高等部の生活に慣れる。
- ・自分を知る。(良さ、得意、苦手)
- ・生活する力、働くための基礎となる力をつける。



	生徒	保護者
(6月)	<b>第1回 作業週間 6/10(火)~6/20(金)</b>	
(8月)	<b>仕事見学会 ※希望者</b> ・協力企業で仕事の見学、体験ができます。 (中小企業家同友会主催) 	<b>進路説明会</b> ・就業体験先の選び方について説明します。
(9月)	<b>先輩に学ぶ進路学習会</b> ・働く生活について卒業生が質問に答えてくださいます。 	
(10月)	<b>校外学習(事業所見学)</b>	
(11月)	<b>第2回 作業週間 11/10(月)~11/21(金)</b>	
(12月)	※進路面談 	※進路希望調査① ・進路希望調査と進路面談の結果をもとに進路希望について確認します。
(1月)	<b>★事業所見学(個別)</b>	
(2月)		
(3月)		<b>後期個別懇談会</b> ・2学年の第1回就業体験先について確認します。

## 【2学年】自分の良さを生かした進路選択

- ・自己理解を進め、自分の適性をさぐる。
- ・働くための心構えをもち、生活する力、働く力をつける。
- ・進路決定に向けた自分の課題を知る。



	生徒	保護者
(6月)	<b>第1回 就業体験 6/10(火)~6/20(金)</b>	
(7月)	※進路面談 	<b>第1回進路個別懇談会</b> ・第1回就業体験の評価についてお伝えします。 ・第2回就業体験先について話し合います。
(8月)	<b>仕事見学会 ※希望者</b> ・協力企業で仕事の見学、体験ができます。 (中小企業家同友会主催) 	
(9月)	<b>先輩に学ぶ進路学習会</b> ・働く生活について卒業生が質問に答えてくださいます。	<b>前期個別懇談会</b> ・第2回就業体験先について確認します。
(11月)	<b>第2回 就業体験 11/10(月)~11/21(金)</b>	
(12月)	※進路面談 	<b>第2回進路個別懇談会</b> ・2回の就業体験をもとに今後の進路の方向性について話し合います。
(3月)		※進路希望調査② <b>後期個別懇談会</b> ・3学年の就業体験先の希望について確認します。

# 進路学習・進路指導の流れ

(令和7年度)

## 【3学年】進路決定

- ・希望の進路先と自分の課題を明確にし、進路決定に向けて努力する。
- ・生活する力、働く力を高め、社会人としての心構えをもつ。
- ・卒業後の生活スタイルを考え、卒業後の生活に見通しをもつ。



生徒		保護者		
就職希望者	障害福祉サービス利用希望者			
	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護・施設入所	
(6月)	第1回 就業体験 6/10(火)~6/27(金)			
(7月)	※進路面談	<b>相談支援事業所の決定</b> ・福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画案」を作成してもらう 相談支援事業所を選びます。		<b>第1回進路個別懇談会</b> ・第1回就業体験の評価についてお伝えします。 ・進路希望について最終確認します。 ・企業・A型希望者には、求職登録についての説明を行います。
(8月)	<b>求職登録</b> ・ハローワークで求職登録をします。 	<b>就労アセスメントⅠ期</b> ・就労移行支援事業所で 就労アセスメントを受けます。	※アセスメントを受ける前に面談を行います。 (市役所、相談支援事業所、移行支援事業所、本人、保護者、学校)	
(9月)	<b>先輩に学ぶ進路学習会</b> ・働く生活について卒業生が質問に答えてくださいます。		<b>前期個別懇談会</b> ・第2回就業体験先と進路決定に向けた課題について確認します。	
(10月)		<b>障害支援区分認定のための認定調査(面談)</b>	※生活介護、施設入所のサービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要です。その際、医師意見書の提出(受診)が必要になります。	
(11月)	第2回 就業体験 11/5(水)~11/21(金)			
(12月)	※進路面談 <b>重度知的障害者判定</b> ・富山障害者職業センターで判定します。職場定着を図るために事業主側の配慮がどの程度必要かを判断します。	<b>就労アセスメントⅡ期</b>	<b>進路説明会(企業、A型希望者対象)</b> <b>第2回進路個別懇談会</b> ・第2回就業体験の評価と今後の進路決定に向けた手続き等についてお伝えします。 ・「個別の移行支援計画」の内容を確認します。	
(1月)	<b>履歴書の提出、面接(選考)</b> ・事業所にハローワークの紹介状、履歴書を提出し、面接を受けます。 後日、内定通知が届きます。 ・契約に係る書類の提出	<b>就労アセスメントⅢ期</b>	<b>障害福祉サービスの利用申請(市役所)</b> ・市役所にサービス利用申請をします。相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画案」に同意・署名します。その後、支給決定、受給者証発行となります。	
(2月)	<b>移行支援会議</b> ・進路先、市役所、相談支援事業所の担当者、本人、保護者、学校が集まり、必要な配慮等の支援の引継ぎを行います。また、卒業後に必要なサービスや相談機関について確認します。			
(3月)	<b>進路決定</b> ※進路が未決定の場合、必要に応じて長期休業中や3学期に就業体験を行います。			